

2022(令和4)年度日本NGO連携無償資金協力 実施要領 改善提案項目
(2022年度連携推進委員会用資料)

NGO・外務省定期協議会連携推進委員会NGO側委員会 作成

2022年11月に賛助会員を中心に広くアンケートを実施し、32団体から回答を得た。そこで挙げられた約50項目の改善提案項目の中から、10の本年度重点項目を特定した。
資料は、「資料1:本改善提案項目」と「資料2:要項確認事項」で構成される。

No	頁	改定要望事項	詳細	外務省回答(一回目)
■本年度重点項目				
■全般				
1	2	「ソフト中心の事業内容のみ(ないしは大部分)で構成される技術協力・技術移転事業は対象としません。」を削除	審査プロセスの話にも関わらず、そもそもの審査項目が不明瞭であるために、申請した案件が、「社会経済開発の長期的な礎」と外務省側に認識されているのか、どうも分からない中、事業地では、実際ソフトが求められていても、優先度の低いハードを敢えて入れて申請せざるを得ない。N連予算総額に限りがある中、優先度の低いハードを入れることで、真に必要なソフトコンポーネントへの予算が不足する自体に陥っている。これで本当に日本のODAの質の向上に貢献するのか、納税者が望んでいることなのか。N連事業の第三者評価の中でも、ソフト比率が高い事業でも、大きな成果が出ていることが認められている。100%ソフトコンポーネントで構成される事業も対象とすべき。	
2	10	現地や第三国のパートナー団体への一般管理費の適用	世界人道サミットにおける「現地化」の潮流や、2022年に発表された日本政府のグローバルヘルス戦略(「国内外のNGO、とりわけ途上国の草の根レベルで活動する中小規模の現地NGOに対する協力・対話を強化していく」との整合性を合わせるためにも、現地パートナー団体への一般管理費拠出を認めるべき。下記のP15参照 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/senryaku/r040524global_health.pdf 日本のNGOに対する一般管理費が、実質的に自己資金から支出を余儀なくされている現地NGOへの一般管理費拠出によって相殺され、拡充効果が減退している。	
3	23	直近の給与明細書の提出の廃止	申請時に本部人件費に係る根拠資料として、個人の給与明細書の提出を求められるが、個人情報保護の観点から問題がある。また公務員とは異なり、民間では、年度内人事異動や待遇の変化は起こるものであり、想定人員の給与明細に基づき詳細に詰めることは非効率、外務省・NGO双方の管理コストを増やしている。	
4	26	変更報告によって変更が可能かどうか不明瞭な場合、団体の判断で、「変更承認」申請を提出	変更が制度上可能か不明瞭であるために民連室や大使館に問い合わせているにも関わらず、「とりあえず変更報告を出していただき、事業終了後にその可否を判断」と説明された。不明瞭であるから問い合わせているのであって、この対応は回答になっていない。変更が不明瞭の場合は、団体の判断で、変更申請及び承認のプロセスを経る選択肢があるべき。	
5	27	「大項目 1.現地事業経費の中の予算を2.現地事業後方支援経費の中の予算へ移動することは不可」を削除	N連予算切迫により、民連室から現行事業を延長し、2年目・3年目事業を次年度以降の契約にできないかと要請を受けているが、大項目1から2への変更が認められないために、人件費や事務所代等の莫大な自己負担が発生している。民連室からの要請に答えようと努力しているのであり、民連室としてもその環境を整えていただきたい。	
6	27	変更報告条件である「活動細部(活動に用いる物品の変更等)の変更や事業規模の拡大又は縮小(研修の回数増減等) 物資等の追加購入で、事業の上位目標達成のために必要なもの(注3)」は、削除へ。上位目標に合致し、20%以内の変更であれば、変更報告は不要へ。	変更報告のやり取りが煩雑過ぎて、「働き方改革」や「質の高い事業」と真逆の結果となっている。上位目標に合致し、20%以内の変更であれば、変更報告はなしとしていただきたい。この物価が急激に変化する時代において、物品1つを追加購入、金額が多少変わることは常識であり、それら1つ1つに変更報告が必要となっていることで、事業に与える影響が大きすぎる。民連室からは事業を延長するようと言われているのに、大量の変更報告を提出させることは道理が行かない。	

7	29	完了報告書の提出時期を事業終了から4か月後に	2020年度(R2年度)以降、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に基づき、外部監査ではなく外部調査の実施が求められるようになった。証憑の全件確認が必須となり、 <u>実施団体の負担が大きいのみならず、監査人からもこのスケジュールでは困難であるとコメントが出ている。このようなスケジュールでは、問題が発生しかねないので、改善していただきたい。</u>	
8	30 31	国家資格を有する公認会計士(監査法人)が、外部監査をしている以上、外部機関での確認は不要へ。	国家資格を有するものが厳選な確認をしたあとに再度、(資格も有していない)外部機関が確認をすることは、納税者に説明できる体制とは言えない。 <u>そもそも会計検査院から返金遅延について指摘があり、その改善案の一環として、重複確認の問題を解消するために、外務調査に「合意された手続」IAUPの概念が導入され、外部審査機関での審査を廃止する方向で話が進んでいたはず。第三者評価の提言を踏まえ、N連において業務効率化を進めるべき。</u>	
9	40	現地スタッフの疾病・傷害保険等私的保険料を直接費に計上	COVID-19の影響を含め、国際スタッフの渡航や事業地訪問に大きな制限がかかる中、現地スタッフに疾病や傷害のリスクを転嫁することが、世界的に避難の的になっている。BLM運動の流れにおいても、国際スタッフには保険計上を対象とし、現地スタッフは対象外とすることは、日本のODAは人種差別的と認識されかねず早急な対応が必要である。国際スタッフの海外旅行保険は、「事業実施に真に必要」で、より危険な状況に置かれている現地スタッフの保険は「事業実施に真に必要」ではない理由が理解できない。統計によるとNGOセクターにおいて、業務上亡くなったり、事件事故等に巻き込まれる9割は、現地スタッフ。そういう現地のスタッフが、最前線で日本のODAを支えてくれている。最もリスクの高いところに置かれている人間にきちんと保険をつけて、守るべき。 <u>国際スタッフと現地スタッフの待遇や保護の差は、BLM運動以降、国連や国際NGOを中心に、国際社会でも大きな問題となっているが、そのような世界の流れから言っても、国際スタッフには保険を付けて、現地スタッフには保険を付けないのは、諸外国からも理解されない。</u>	
10	—	実施要項、特に外部調査に関する部分の英訳	各団体が独自の解釈で英訳した要項に基づいて、海外の公認会計士等が調査を行うことは、問題があるため、 <u>正規の英語の要項を出していただきたい。</u>	
■シンプルなフォーマット上の修正				
		人件費実績表「残業時間」の項目を削除へ	左記項目はその下のどの項目の数式にも影響を与えておらず、計算式として意味がない。また、月の残業時間のうち、何時間がN連従事時間を算出することは、物理的に不可能である。	
		「人件費実績表」の総支給給与、N連計上額、精算額は、米ドル等小数点がある通過は、小数点第三位を切り捨てにした上で、第二位まで表示、数式を変更しても構わない旨、記載へ	小数点以下の取り扱いを要項に合わせるため。	
		様式1-a「予算詳細」一番右の邦貨換算は、四捨五入(ROUND,0)ではなく、小数点以下切り捨ての計算式(ROUNDDOWN,0)になるはず。	参考値であるため契約額には影響しないが、小数点以下の扱いは、要項に切り捨てと記載有。	
		事業開始前の写真や完了時の写真(様式4-e)は、不要へ。	外務省のホームページに掲載するために必要との説明だが、2018年度全106案件中27件、2019年度全113案件中1件、2020年度全109案件中0件、2021年度全96案件中0件しか掲載されていない。提出の意味がないので、今後は提出不要としていただきたい。	